

# 令和6年度 志免町男女共同参画行動計画の実施状況

※事業名にある★は、女性活躍推進法に基づく志免町の推進計画項目

基本目標	施策の方向	具体的施策	事業番号	事業名	事業内容	令和6年度における実施状況	主な活動	担当課評価	担当課評価の判断理由及び課題認識、課題に対する対応策	担当課																
<b>I 互いを認めあうために</b>																										
<b>1 男女平等への意識改革</b>																										
<b>1 男女共同参画を推進する広報・啓発活動</b>																										
<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>男女共同参画に関する意識啓発</td> <td>男女共同参画について啓発を推進するとともに、志免町男女共同参画推進条例の周知に努める。</td> <td>男女共同参画週間に合わせて、親子で挑戦する男女共同参画に関するクイズや育休を取得した職員のインタビュー記事を広報紙やホームページに掲載した。また、福岡県男女共同参画センター「あすばる」(春日市)で開催されたフォーラムにおいて、会場までの送迎希望者を募集した。</td> <td>・クイズの実施(応募12組) ・広報6月号にインタビュー記事掲載 ・フォーラム参加者の募集</td> <td>4</td> <td>クイズは応募者からも好評であり、今後も定期的に継続していく。 また、フォーラムの送迎はここ数年は希望者がいないため、送迎に代わる啓発や周知について検討していく。</td> <td>まちの魅力推進課</td> </tr> </table>											1	男女共同参画に関する意識啓発	男女共同参画について啓発を推進するとともに、志免町男女共同参画推進条例の周知に努める。	男女共同参画週間に合わせて、親子で挑戦する男女共同参画に関するクイズや育休を取得した職員のインタビュー記事を広報紙やホームページに掲載した。また、福岡県男女共同参画センター「あすばる」(春日市)で開催されたフォーラムにおいて、会場までの送迎希望者を募集した。	・クイズの実施(応募12組) ・広報6月号にインタビュー記事掲載 ・フォーラム参加者の募集	4	クイズは応募者からも好評であり、今後も定期的に継続していく。 また、フォーラムの送迎はここ数年は希望者がいないため、送迎に代わる啓発や周知について検討していく。	まちの魅力推進課								
1	男女共同参画に関する意識啓発	男女共同参画について啓発を推進するとともに、志免町男女共同参画推進条例の周知に努める。	男女共同参画週間に合わせて、親子で挑戦する男女共同参画に関するクイズや育休を取得した職員のインタビュー記事を広報紙やホームページに掲載した。また、福岡県男女共同参画センター「あすばる」(春日市)で開催されたフォーラムにおいて、会場までの送迎希望者を募集した。	・クイズの実施(応募12組) ・広報6月号にインタビュー記事掲載 ・フォーラム参加者の募集	4	クイズは応募者からも好評であり、今後も定期的に継続していく。 また、フォーラムの送迎はここ数年は希望者がいないため、送迎に代わる啓発や周知について検討していく。	まちの魅力推進課																			
<b>2 性差別への対策の充実</b>																										
<table border="1"> <tr> <td>2</td> <td>人権教育・啓発指針の推進</td> <td>人権教育・啓発基本指針の周知を行い、男女共同参画の視点を含めて推進する。</td> <td>男女共同参画の視点も含めた講演会等を企画をしながら、研修会を実施した。</td> <td>・人権・同和教育推進協議会研修会 ・人権作文表彰式</td> <td>4</td> <td>人権教育・啓発基本方針に即し、男女共同参画の視点を含めた研修や講演会等の取り組みを推進する。</td> <td>社会教育課</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>多様な性へのあり方への理解促進</td> <td>多様な性のあり方への理解をすすめる啓発を推進する。</td> <td>LGBTQの方を対象としたDV被害者ホットラインについて、ホームページに掲載した。</td> <td>・随時</td> <td>3</td> <td>男女共同参画と関連するものについて、配慮や理解促進を含めた啓発を行っていく。</td> <td>まちの魅力推進課</td> </tr> </table>											2	人権教育・啓発指針の推進	人権教育・啓発基本指針の周知を行い、男女共同参画の視点を含めて推進する。	男女共同参画の視点も含めた講演会等を企画をしながら、研修会を実施した。	・人権・同和教育推進協議会研修会 ・人権作文表彰式	4	人権教育・啓発基本方針に即し、男女共同参画の視点を含めた研修や講演会等の取り組みを推進する。	社会教育課	3	多様な性へのあり方への理解促進	多様な性のあり方への理解をすすめる啓発を推進する。	LGBTQの方を対象としたDV被害者ホットラインについて、ホームページに掲載した。	・随時	3	男女共同参画と関連するものについて、配慮や理解促進を含めた啓発を行っていく。	まちの魅力推進課
2	人権教育・啓発指針の推進	人権教育・啓発基本指針の周知を行い、男女共同参画の視点を含めて推進する。	男女共同参画の視点も含めた講演会等を企画をしながら、研修会を実施した。	・人権・同和教育推進協議会研修会 ・人権作文表彰式	4	人権教育・啓発基本方針に即し、男女共同参画の視点を含めた研修や講演会等の取り組みを推進する。	社会教育課																			
3	多様な性へのあり方への理解促進	多様な性のあり方への理解をすすめる啓発を推進する。	LGBTQの方を対象としたDV被害者ホットラインについて、ホームページに掲載した。	・随時	3	男女共同参画と関連するものについて、配慮や理解促進を含めた啓発を行っていく。	まちの魅力推進課																			
<b>2 社会における制度や慣行への配慮</b>																										
<b>1 固定的観念の改革</b>																										
<table border="1"> <tr> <td>4</td> <td>行政の情報発信時における表現の留意</td> <td>町が発行する刊行物などをはじめ、町が情報を発信するホームページ、SNS、発言などにおいて、ジェンダーに偏った表現をしないように留意する。</td> <td>広報紙やホームページ等を作成する際、偏ったイラストや文章を使用しないよう十分に注意した。</td> <td>・随時</td> <td>4</td> <td>今後もジェンダーに偏ったイラストや文章を使用しないよう十分注意する。</td> <td>全課</td> </tr> </table>											4	行政の情報発信時における表現の留意	町が発行する刊行物などをはじめ、町が情報を発信するホームページ、SNS、発言などにおいて、ジェンダーに偏った表現をしないように留意する。	広報紙やホームページ等を作成する際、偏ったイラストや文章を使用しないよう十分に注意した。	・随時	4	今後もジェンダーに偏ったイラストや文章を使用しないよう十分注意する。	全課								
4	行政の情報発信時における表現の留意	町が発行する刊行物などをはじめ、町が情報を発信するホームページ、SNS、発言などにおいて、ジェンダーに偏った表現をしないように留意する。	広報紙やホームページ等を作成する際、偏ったイラストや文章を使用しないよう十分に注意した。	・随時	4	今後もジェンダーに偏ったイラストや文章を使用しないよう十分注意する。	全課																			
<b>2 職場における男女の均等な機会と待遇の確保</b>																										
<table border="1"> <tr> <td>5</td> <td>男女の均等な雇用と待遇に関する意識啓発 ★</td> <td>企業・事業所に対して、職場における性別による役割分担の慣習の見直し、男女の均等な雇用などについて啓発するとともに、情報提供や啓発を行う。</td> <td>男女共同参画週間に合わせて、町内の企業・事業所に男女の均等な雇用等に関する啓発チラシを配布した。</td> <td>・配布数1,000枚</td> <td>4</td> <td>商工会が会員向けのお知らせを6月に一斉送付しているので、そこに啓発チラシを同封させてもらっている。送付時期も男女共同参画週間のある6月であるため、今後も継続して取り組む。</td> <td>まちの魅力推進課</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>職場における就労環境整備の支援 ★</td> <td>企業・事業所に対して、育児・介護休業等の労働に関する法制度や講習会・研修会等の学習機会に関する情報提供や啓発を行い、男女がともに働きやすい就労環境の整備を支援する。</td> <td>男女共同参画週間に合わせて、町内の企業・事業所に育児・介護休業等といった労働に関する制度や働きやすい就労環境の整備について、啓発チラシを配布した。 また、育休を取得した職員のインタビュー記事を広報紙に掲載した。</td> <td>・配布数1,000枚 ・広報6月号にインタビュー記事掲載</td> <td>4</td> <td>商工会が会員向けのお知らせを6月に一斉送付しているので、そこに啓発チラシを同封させてもらっている。送付時期も男女共同参画週間のある6月であるため、今後も継続して取り組む。</td> <td>まちの魅力推進課</td> </tr> </table>											5	男女の均等な雇用と待遇に関する意識啓発 ★	企業・事業所に対して、職場における性別による役割分担の慣習の見直し、男女の均等な雇用などについて啓発するとともに、情報提供や啓発を行う。	男女共同参画週間に合わせて、町内の企業・事業所に男女の均等な雇用等に関する啓発チラシを配布した。	・配布数1,000枚	4	商工会が会員向けのお知らせを6月に一斉送付しているので、そこに啓発チラシを同封させてもらっている。送付時期も男女共同参画週間のある6月であるため、今後も継続して取り組む。	まちの魅力推進課	6	職場における就労環境整備の支援 ★	企業・事業所に対して、育児・介護休業等の労働に関する法制度や講習会・研修会等の学習機会に関する情報提供や啓発を行い、男女がともに働きやすい就労環境の整備を支援する。	男女共同参画週間に合わせて、町内の企業・事業所に育児・介護休業等といった労働に関する制度や働きやすい就労環境の整備について、啓発チラシを配布した。 また、育休を取得した職員のインタビュー記事を広報紙に掲載した。	・配布数1,000枚 ・広報6月号にインタビュー記事掲載	4	商工会が会員向けのお知らせを6月に一斉送付しているので、そこに啓発チラシを同封させてもらっている。送付時期も男女共同参画週間のある6月であるため、今後も継続して取り組む。	まちの魅力推進課
5	男女の均等な雇用と待遇に関する意識啓発 ★	企業・事業所に対して、職場における性別による役割分担の慣習の見直し、男女の均等な雇用などについて啓発するとともに、情報提供や啓発を行う。	男女共同参画週間に合わせて、町内の企業・事業所に男女の均等な雇用等に関する啓発チラシを配布した。	・配布数1,000枚	4	商工会が会員向けのお知らせを6月に一斉送付しているので、そこに啓発チラシを同封させてもらっている。送付時期も男女共同参画週間のある6月であるため、今後も継続して取り組む。	まちの魅力推進課																			
6	職場における就労環境整備の支援 ★	企業・事業所に対して、育児・介護休業等の労働に関する法制度や講習会・研修会等の学習機会に関する情報提供や啓発を行い、男女がともに働きやすい就労環境の整備を支援する。	男女共同参画週間に合わせて、町内の企業・事業所に育児・介護休業等といった労働に関する制度や働きやすい就労環境の整備について、啓発チラシを配布した。 また、育休を取得した職員のインタビュー記事を広報紙に掲載した。	・配布数1,000枚 ・広報6月号にインタビュー記事掲載	4	商工会が会員向けのお知らせを6月に一斉送付しているので、そこに啓発チラシを同封させてもらっている。送付時期も男女共同参画週間のある6月であるため、今後も継続して取り組む。	まちの魅力推進課																			
<b>3 女性の就労支援</b>																										
<table border="1"> <tr> <td>7</td> <td>女性の就労支援の充実 ★</td> <td>女性の就業や再就職、技能習得等についての情報を提供することにより、女性の就労を支援する。</td> <td>福岡県が行っている就職相談について、月に1回、相談予約が入った時に出張相談という形で町内(シーメイト)で開催した。</td> <td>・随時（相談件数2件/年）</td> <td>4</td> <td>福岡市内では相談窓口を常時開設しているため、月1回の志免での出張相談件数は多くない状況。</td> <td>まちの魅力推進課</td> </tr> </table>											7	女性の就労支援の充実 ★	女性の就業や再就職、技能習得等についての情報を提供することにより、女性の就労を支援する。	福岡県が行っている就職相談について、月に1回、相談予約が入った時に出張相談という形で町内(シーメイト)で開催した。	・随時（相談件数2件/年）	4	福岡市内では相談窓口を常時開設しているため、月1回の志免での出張相談件数は多くない状況。	まちの魅力推進課								
7	女性の就労支援の充実 ★	女性の就業や再就職、技能習得等についての情報を提供することにより、女性の就労を支援する。	福岡県が行っている就職相談について、月に1回、相談予約が入った時に出張相談という形で町内(シーメイト)で開催した。	・随時（相談件数2件/年）	4	福岡市内では相談窓口を常時開設しているため、月1回の志免での出張相談件数は多くない状況。	まちの魅力推進課																			

# 令和6年度 志免町男女共同参画行動計画の実施状況

※事業名にある★は、女性活躍推進法に基づく志免町の推進計画項目

基本目標	施策の方向	具体的施策 事業番号	事業名	事業内容	令和6年度における実施状況	主な活動	担当課評価	担当課評価の判断理由及び課題認識、課題に対する対応策	担当課
<b>3 男女共同参画の視点に立った教育の充実</b>									
<b>1 学校等における男女共同参画教育の推進</b>									
8	幼児期からの男女共同参画教育の推進	保育施設、教育施設に対し、男女共同参画教育の基礎が養われるような、年齢に応じた保育や教育ができるよう、情報提供を行う。	町内の保育園等に対し、国や県から通知された保育指針に関する情報提供を行った。保育指針は保育所保育の基本となる考え方や保育の狙い等、保育の実施に関わる事項などが定められたものであり、この中において、男女に関わらず子どもが人と関わる力を育てていくために、どのように保育士が関わっていくか、また保育環境の構成の在り方について、年齢に応じた狙いと内容が記載されている。	・随時	3	町内の保育園等に対し、国・県からの通知等の情報提供を行う。	子育て支援課		
9	学校教育における男女共同参画教育の推進	学校の全教育活動を通して、男女共同参画の理念を踏まえた教育を推進する。	私立幼稚園に対し、国・県からの指導により情報提供を行った。	・随時	3	引き続き私立幼稚園に対し、国・県からの指導により情報提供を行う。	学校教育課		
10	学校における教育環境の整備	男女混合名簿を促進し、それぞれの個性が發揮できるジェンダーにとらわれない教育に取り組む。	道徳や家庭科の学習等、学校の全教育活動を通して、男女平等の理念を踏まえた教育を推進した。	・随時	3	今後も学校の全教育活動を通して、男女平等の理念を踏まえた教育を推進していく。	学校教育課		
11	外部講師の活用による男女共同参画教育の充実	ゲストティーチャーなど外部講師を活用し、男女共同参画教育の充実を図る。	出席簿や指導要録、健康診断簿等の男女混合名簿を日常的に活用し、学級に掲示される学級目標の中にその理念を盛り込み、男女それぞれの個性が発揮できるように取り組んだ。	・随時	3	男女それぞれの個性が発揮できるように引き続き取り組んでいく。	学校教育課		
12	個性に応じた進路指導の充実	個性に応じた主体的な進路選択ができるよう、幅広く情報の提供を行い、指導の充実を図る。	人権学習を取り入れた授業を行った。また、外部講師を招いた講演会を実施した。	・外部講師による講演会を6校で実施	3	小学校では人権学習を授業の中に取り入れ、中学校では「志免町子どもの権利条例」との関連を図りながら人権学習(講演会)を行っていく。	学校教育課		
<b>2 教職員等の男女共同参画に関する研修の実施</b>									
13	保育士や幼稚園教諭に対する研修の実施	保育施設の保育士や幼稚園教諭に対して、多様性やジェンダーについての研修機会や研修情報を提供する。	国・県からの研修案内を町内の保育所・認定こども園・小規模保育施設・届出保育施設等に提供した。	・随時	3	研修案内等については国・県からの通知が町を経由せずに届くケースが増えているが、町に届く分については、これまで同様に充分な情報提供を行っていく。	子育て支援課		
14	小・中学校教職員への研修と連携の充実	教職員に対して、男女共同参画社会についての知識や理解を深める研修等の情報提供や参加を促進する。	私立幼稚園に対し、国・県からの情報を提供した。	・随時	3	引き続き私立幼稚園に対し、国・県から情報提供を行っていく。	学校教育課		
学校、教科の枠を超えた連携を図るため、県主催の一般研修等への参加を促進した。									
今後も学校、教科の枠を超えた連携を図るため、県主催の一般研修等の情報提供及び参加の促進を行う。									

## 令和6年度 志免町男女共同参画行動計画の実施状況

※事業名にある★は、女性活躍推進法に基づく志免町の推進計画項目

基本目標	施策の方向	具体的施策	事業番号	事業名	事業内容	令和6年度における実施状況	主な活動	担当課評価	担当課評価の判断理由及び課題認識、課題に対する対応策	担当課
<b>3 社会教育における男女平等教育の推進</b>										
		15	ジェンダーの視点で見直す講座の実施	地域における、ジェンダーの視点からみた慣習・慣行の見直しを促進し、また、男女共同参画の認知を図るため、講座等により啓発を促進する。	アンコンシャスバイアスに関する町民参加のワークショップを開催した。また、男女共同参画に関する町の取組や情報等を地域の公民館等でお話しする出前講座については、ホームページで公開・募集し、要望があれば対応する体制をとっていたが、講座の申込はなかった。	・ワークショップの開催(参加者12名)	4	アンコンシャスバイアスのワークショップは参加者からも好評だったため、今後も講座等を企画する。	まちの魅力推進課	
		16	子育て世代を対象とした講座の実施	子育て講座で、個性を尊重する育て方を啓発する。	子どもの個人差にも留意しつつ、赤ちゃんサロンや講座(パパママ応援講座、乳幼児応急手当、多胎児・年子向け、小学生向け等)を実施した。	・サロン、講座等開催67回	3	子どもの個人差にも留意しつつ、講座の実施回数も増加している。未就学児の親子向け講座を中心に、赤ちゃんサロン、妊婦向け講座等を実施していく。	子育て支援課	
		17	年齢層に応じた講座の実施	性別に関わらず、年齢層に応じた学習の場を活用し、効果的な啓発を実施する。	男女共同参画週間に合わせて、親子で考えもらえるクイズを広報紙やホームページに掲載した。大人だけではなく子供にも分かるよう、問題の難易度を工夫して実施した。	・クイズの実施(応募12組)	4	応募者からは好評であるため、今後も引き続き年齢層に応じた啓発を実施する。	まちの魅力推進課	
		18	インターネット閲覧への配慮	情報教育についての知識や理解を深める研修等の情報提供や参加を促進する。特に、子どもの利用に対するフィルタリング機能の付加への理解と普及を図る。	図書館で情報教育関係の図書を配架し、貸出を行った。	・情報教育関係の図書36冊	4	SNSやインターネットによるトラブルから子どもを守るために、学校でも児童生徒や保護者を対象に情報発信していることから、図書館でも情報教育に関する図書を購入している。また、特設コーナーやホームページで情報発信している。	社会教育課	
		19	メディアリテラシーの育成	多様な教育活動の中で、男女共同参画の視点からメディアリテラシーについての学習を推進する。また、メディアリテラシーについて周知啓発を図る。	道徳や学級活動、総合学習で情報モラルに関する学習を行った。また、クロームブックを活用した学習を通して、情報を取捨選択する能力を育てていく、外部講師を招いてネットリテラシーについての理解を深める。	・随時	3	今後も道徳や学級活動、総合学習で情報モラルに関する学習を行っていく。また、クロームブックを活用した学習を通して、情報を取捨選択する能力を育てていく。	学校教育課	
<b>4 国際社会と協調した男女共同参画の推進</b>										
<b>1 国際社会の動向への理解促進</b>										
		20	国際的取り組みに関する情報提供	男女共同参画に関する国際的な取り組みについて情報の収集や提供に努める。	県や福岡県男女共同参画センター「あすばる」からの情報や資料を収集・提供した。	・随時	3	情報の収集や提供を行っているが、国際的な取組に関するものは少ない。	まちの魅力推進課	

# 令和6年度 志免町男女共同参画行動計画の実施状況

※事業名にある★は、女性活躍推進法に基づく志免町の推進計画項目

基本目標	施策の方向	具体的施策	事業番号	事業名	事業内容	令和6年度における実施状況	主な活動	担当課評価	担当課評価の判断理由及び課題認識、課題に対する対応策	担当課																																																																				
<b>II 輝くまちづくりのために</b>																																																																														
1 政策・方針決定過程への女性の参画促進																																																																														
1 職員等への意識啓発																																																																														
<table border="1"> <tr> <td>21</td> <td>町職員に対する研修の実施</td> <td>町職員に対して男女共同参画に関する研修の実施により意識を啓発するとともに、最新の情報を提供する。</td> <td>新規採用職員及び希望者に対して研修を実施した。</td> <td>・zoomによる研修を実施し、新規採用職員11人中9名・希望者4名が受講済み。</td> <td>4</td> <td>継続して職員研修を行う。</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>町議会議員に向けての各種研修会への積極的参加要請</td> <td>町議会議員に対して男女共同参画社会の実現に向けて各種の研修会の情報提供を行う。</td> <td>男女共同参画に関する各種研修会の情報提供を行った。</td> <td>・随時</td> <td>4</td> <td>男女共同参画に関する各種研修会の情報提供を行う。</td> <td>議会事務局</td> </tr> </table>											21	町職員に対する研修の実施	町職員に対して男女共同参画に関する研修の実施により意識を啓発するとともに、最新の情報を提供する。	新規採用職員及び希望者に対して研修を実施した。	・zoomによる研修を実施し、新規採用職員11人中9名・希望者4名が受講済み。	4	継続して職員研修を行う。	総務課	22	町議会議員に向けての各種研修会への積極的参加要請	町議会議員に対して男女共同参画社会の実現に向けて各種の研修会の情報提供を行う。	男女共同参画に関する各種研修会の情報提供を行った。	・随時	4	男女共同参画に関する各種研修会の情報提供を行う。	議会事務局																																																				
21	町職員に対する研修の実施	町職員に対して男女共同参画に関する研修の実施により意識を啓発するとともに、最新の情報を提供する。	新規採用職員及び希望者に対して研修を実施した。	・zoomによる研修を実施し、新規採用職員11人中9名・希望者4名が受講済み。	4	継続して職員研修を行う。	総務課																																																																							
22	町議会議員に向けての各種研修会への積極的参加要請	町議会議員に対して男女共同参画社会の実現に向けて各種の研修会の情報提供を行う。	男女共同参画に関する各種研修会の情報提供を行った。	・随時	4	男女共同参画に関する各種研修会の情報提供を行う。	議会事務局																																																																							
2 行政各分野における女性の登用促進																																																																														
<table border="1"> <tr> <td>23</td> <td>女性職員の登用等の推進</td> <td>女性職員が出産後も働きやすい環境・制度の充実を図るとともに、職域拡大や管理職員等への登用を積極的に進める。</td> <td>女性職員が働きやすい職場環境の整備と管理職等への登用を進め、女性管理職の割合が39%となった。</td> <td>・仕事・育児のための両立支援の手引を職員へ周知</td> <td>4</td> <td>今後も30%以上を維持するよう努める。</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>女性の登用状況の調査</td> <td>議会や行政委員など行政各分野における女性の登用状況を調査し、女性の参画を促進する。</td> <td>毎年内閣府が行う調査に基づき、行政の各分野における女性登用の把握を行った。また、全課に調査結果を公表し、女性参画の促進を行った。</td> <td>・女性の登用状況の把握</td> <td>4</td> <td>女性の登用状況については他市町村と比較すると高い水準であるため、今後も維持できるよう取組を継続する。</td> <td>まちの魅力推進課</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>審議会等における女性委員の登用推進</td> <td>審議会等で、構成員が男女いずれかに偏らないよう、女性委員の登用を推進する。</td> <td>各審議会等委員の男女比について調査し、構成員の偏りがあるところは担当課へ呼びかけた。</td> <td>・随時</td> <td>4</td> <td>女性委員の割合は県内でも上位であるため、今後もこの水準が維持できるよう、引き続き呼びかけ等を行う。</td> <td>全課 (総務課統括)</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>政策策定過程への住民参画の推進</td> <td>町の基本的政策を定める条例制定や計画等の策定過程(ワークショップやアンケート等)への女性住民の参画を推進する。</td> <td>町の基本的政策を定める際には、その構成メンバー等で男女割合に偏りがないよう各課へ依頼した。また、各課の住民参画実施計画と実施報告をとりまとめ、各課の状況について確認した。</td> <td>・随時</td> <td>4</td> <td>各課に働きかけている結果、条例や計画を策定する際の構成メンバー等で男女の偏りは少なくなっている。</td> <td>全課 (まちの魅力推進課統括)</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>地域防災における女性の参画促進</td> <td>災害対策に女性の意見を取り入れるため、出前講座等を通じて地域における防災活動への女性参画を促進する。</td> <td>志免町防災会議委員に女性を任命した。また、自主防災組織結成時に構成員への女性登用をお願いした。</td> <td>・志免町防災会議委員: 7/29名(25%) ・自主防災組織数:26団体 【町内会単位】</td> <td>3</td> <td>委員に女性を任用したが、行動計画の数値目標である女性委員の割合「40%」には届かなかった。引き続き女性委員の積極的な任用に努める。また、自主防災組織においては、構成員に女性を登用するようお願いしていく。</td> <td>生活安全課</td> </tr> <tr> <td colspan="11">3 人材育成の推進</td></tr> <tr> <td colspan="11"> <table border="1"> <tr> <td>28</td> <td>女性リーダーの育成</td> <td>政策決定の場への参画を目指す女性リーダーを育成するため、関係機関と連携を図りながら女性の意見を取り入れた学びの場を提供するなど、専門知識や表現能力を有した地域の人材育成を推進する。</td> <td>国や県等から提供のある資料や情報を収集し、研修会や講座の開催について周知を行った。</td> <td>・随時</td> <td>3</td> <td>国や県で行っている取組や情報等について、女性リーダーに関するものは少ないため、ワーク・ライフ・バランスやアンコンシャス・バイアスといった他のトピックと合わせて、情報の収集や提供を行っていく。</td> <td>まちの魅力推進課</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>自主的活動への支援</td> <td>男女共同参画の視点に立って、男女共同参画に関わる自主的な活動を行う住民や各種団体などに対して、場所や情報提供などの支援を行う。</td> <td>男女共同参画に関する自主的な活動を行う住民に対して情報提供を行った。</td> <td>・随時</td> <td>3</td> <td>男女共同参画に関する団体については解散等により現在は存在していないため、情報提供等は住民に対してのみ行った。</td> <td>まちの魅力推進課</td> </tr> </table> </td></tr> </table>	23	女性職員の登用等の推進	女性職員が出産後も働きやすい環境・制度の充実を図るとともに、職域拡大や管理職員等への登用を積極的に進める。	女性職員が働きやすい職場環境の整備と管理職等への登用を進め、女性管理職の割合が39%となった。	・仕事・育児のための両立支援の手引を職員へ周知	4	今後も30%以上を維持するよう努める。	総務課	24	女性の登用状況の調査	議会や行政委員など行政各分野における女性の登用状況を調査し、女性の参画を促進する。	毎年内閣府が行う調査に基づき、行政の各分野における女性登用の把握を行った。また、全課に調査結果を公表し、女性参画の促進を行った。	・女性の登用状況の把握	4	女性の登用状況については他市町村と比較すると高い水準であるため、今後も維持できるよう取組を継続する。	まちの魅力推進課	25	審議会等における女性委員の登用推進	審議会等で、構成員が男女いずれかに偏らないよう、女性委員の登用を推進する。	各審議会等委員の男女比について調査し、構成員の偏りがあるところは担当課へ呼びかけた。	・随時	4	女性委員の割合は県内でも上位であるため、今後もこの水準が維持できるよう、引き続き呼びかけ等を行う。	全課 (総務課統括)	26	政策策定過程への住民参画の推進	町の基本的政策を定める条例制定や計画等の策定過程(ワークショップやアンケート等)への女性住民の参画を推進する。	町の基本的政策を定める際には、その構成メンバー等で男女割合に偏りがないよう各課へ依頼した。また、各課の住民参画実施計画と実施報告をとりまとめ、各課の状況について確認した。	・随時	4	各課に働きかけている結果、条例や計画を策定する際の構成メンバー等で男女の偏りは少なくなっている。	全課 (まちの魅力推進課統括)	27	地域防災における女性の参画促進	災害対策に女性の意見を取り入れるため、出前講座等を通じて地域における防災活動への女性参画を促進する。	志免町防災会議委員に女性を任命した。また、自主防災組織結成時に構成員への女性登用をお願いした。	・志免町防災会議委員: 7/29名(25%) ・自主防災組織数:26団体 【町内会単位】	3	委員に女性を任用したが、行動計画の数値目標である女性委員の割合「40%」には届かなかった。引き続き女性委員の積極的な任用に努める。また、自主防災組織においては、構成員に女性を登用するようお願いしていく。	生活安全課	3 人材育成の推進											<table border="1"> <tr> <td>28</td> <td>女性リーダーの育成</td> <td>政策決定の場への参画を目指す女性リーダーを育成するため、関係機関と連携を図りながら女性の意見を取り入れた学びの場を提供するなど、専門知識や表現能力を有した地域の人材育成を推進する。</td> <td>国や県等から提供のある資料や情報を収集し、研修会や講座の開催について周知を行った。</td> <td>・随時</td> <td>3</td> <td>国や県で行っている取組や情報等について、女性リーダーに関するものは少ないため、ワーク・ライフ・バランスやアンコンシャス・バイアスといった他のトピックと合わせて、情報の収集や提供を行っていく。</td> <td>まちの魅力推進課</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>自主的活動への支援</td> <td>男女共同参画の視点に立って、男女共同参画に関わる自主的な活動を行う住民や各種団体などに対して、場所や情報提供などの支援を行う。</td> <td>男女共同参画に関する自主的な活動を行う住民に対して情報提供を行った。</td> <td>・随時</td> <td>3</td> <td>男女共同参画に関する団体については解散等により現在は存在していないため、情報提供等は住民に対してのみ行った。</td> <td>まちの魅力推進課</td> </tr> </table>											28	女性リーダーの育成	政策決定の場への参画を目指す女性リーダーを育成するため、関係機関と連携を図りながら女性の意見を取り入れた学びの場を提供するなど、専門知識や表現能力を有した地域の人材育成を推進する。	国や県等から提供のある資料や情報を収集し、研修会や講座の開催について周知を行った。	・随時	3	国や県で行っている取組や情報等について、女性リーダーに関するものは少ないため、ワーク・ライフ・バランスやアンコンシャス・バイアスといった他のトピックと合わせて、情報の収集や提供を行っていく。	まちの魅力推進課	29	自主的活動への支援	男女共同参画の視点に立って、男女共同参画に関わる自主的な活動を行う住民や各種団体などに対して、場所や情報提供などの支援を行う。	男女共同参画に関する自主的な活動を行う住民に対して情報提供を行った。	・随時	3	男女共同参画に関する団体については解散等により現在は存在していないため、情報提供等は住民に対してのみ行った。	まちの魅力推進課
23	女性職員の登用等の推進	女性職員が出産後も働きやすい環境・制度の充実を図るとともに、職域拡大や管理職員等への登用を積極的に進める。	女性職員が働きやすい職場環境の整備と管理職等への登用を進め、女性管理職の割合が39%となった。	・仕事・育児のための両立支援の手引を職員へ周知	4	今後も30%以上を維持するよう努める。	総務課																																																																							
24	女性の登用状況の調査	議会や行政委員など行政各分野における女性の登用状況を調査し、女性の参画を促進する。	毎年内閣府が行う調査に基づき、行政の各分野における女性登用の把握を行った。また、全課に調査結果を公表し、女性参画の促進を行った。	・女性の登用状況の把握	4	女性の登用状況については他市町村と比較すると高い水準であるため、今後も維持できるよう取組を継続する。	まちの魅力推進課																																																																							
25	審議会等における女性委員の登用推進	審議会等で、構成員が男女いずれかに偏らないよう、女性委員の登用を推進する。	各審議会等委員の男女比について調査し、構成員の偏りがあるところは担当課へ呼びかけた。	・随時	4	女性委員の割合は県内でも上位であるため、今後もこの水準が維持できるよう、引き続き呼びかけ等を行う。	全課 (総務課統括)																																																																							
26	政策策定過程への住民参画の推進	町の基本的政策を定める条例制定や計画等の策定過程(ワークショップやアンケート等)への女性住民の参画を推進する。	町の基本的政策を定める際には、その構成メンバー等で男女割合に偏りがないよう各課へ依頼した。また、各課の住民参画実施計画と実施報告をとりまとめ、各課の状況について確認した。	・随時	4	各課に働きかけている結果、条例や計画を策定する際の構成メンバー等で男女の偏りは少なくなっている。	全課 (まちの魅力推進課統括)																																																																							
27	地域防災における女性の参画促進	災害対策に女性の意見を取り入れるため、出前講座等を通じて地域における防災活動への女性参画を促進する。	志免町防災会議委員に女性を任命した。また、自主防災組織結成時に構成員への女性登用をお願いした。	・志免町防災会議委員: 7/29名(25%) ・自主防災組織数:26団体 【町内会単位】	3	委員に女性を任用したが、行動計画の数値目標である女性委員の割合「40%」には届かなかった。引き続き女性委員の積極的な任用に努める。また、自主防災組織においては、構成員に女性を登用するようお願いしていく。	生活安全課																																																																							
3 人材育成の推進																																																																														
<table border="1"> <tr> <td>28</td> <td>女性リーダーの育成</td> <td>政策決定の場への参画を目指す女性リーダーを育成するため、関係機関と連携を図りながら女性の意見を取り入れた学びの場を提供するなど、専門知識や表現能力を有した地域の人材育成を推進する。</td> <td>国や県等から提供のある資料や情報を収集し、研修会や講座の開催について周知を行った。</td> <td>・随時</td> <td>3</td> <td>国や県で行っている取組や情報等について、女性リーダーに関するものは少ないため、ワーク・ライフ・バランスやアンコンシャス・バイアスといった他のトピックと合わせて、情報の収集や提供を行っていく。</td> <td>まちの魅力推進課</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>自主的活動への支援</td> <td>男女共同参画の視点に立って、男女共同参画に関わる自主的な活動を行う住民や各種団体などに対して、場所や情報提供などの支援を行う。</td> <td>男女共同参画に関する自主的な活動を行う住民に対して情報提供を行った。</td> <td>・随時</td> <td>3</td> <td>男女共同参画に関する団体については解散等により現在は存在していないため、情報提供等は住民に対してのみ行った。</td> <td>まちの魅力推進課</td> </tr> </table>											28	女性リーダーの育成	政策決定の場への参画を目指す女性リーダーを育成するため、関係機関と連携を図りながら女性の意見を取り入れた学びの場を提供するなど、専門知識や表現能力を有した地域の人材育成を推進する。	国や県等から提供のある資料や情報を収集し、研修会や講座の開催について周知を行った。	・随時	3	国や県で行っている取組や情報等について、女性リーダーに関するものは少ないため、ワーク・ライフ・バランスやアンコンシャス・バイアスといった他のトピックと合わせて、情報の収集や提供を行っていく。	まちの魅力推進課	29	自主的活動への支援	男女共同参画の視点に立って、男女共同参画に関わる自主的な活動を行う住民や各種団体などに対して、場所や情報提供などの支援を行う。	男女共同参画に関する自主的な活動を行う住民に対して情報提供を行った。	・随時	3	男女共同参画に関する団体については解散等により現在は存在していないため、情報提供等は住民に対してのみ行った。	まちの魅力推進課																																																				
28	女性リーダーの育成	政策決定の場への参画を目指す女性リーダーを育成するため、関係機関と連携を図りながら女性の意見を取り入れた学びの場を提供するなど、専門知識や表現能力を有した地域の人材育成を推進する。	国や県等から提供のある資料や情報を収集し、研修会や講座の開催について周知を行った。	・随時	3	国や県で行っている取組や情報等について、女性リーダーに関するものは少ないため、ワーク・ライフ・バランスやアンコンシャス・バイアスといった他のトピックと合わせて、情報の収集や提供を行っていく。	まちの魅力推進課																																																																							
29	自主的活動への支援	男女共同参画の視点に立って、男女共同参画に関わる自主的な活動を行う住民や各種団体などに対して、場所や情報提供などの支援を行う。	男女共同参画に関する自主的な活動を行う住民に対して情報提供を行った。	・随時	3	男女共同参画に関する団体については解散等により現在は存在していないため、情報提供等は住民に対してのみ行った。	まちの魅力推進課																																																																							

# 令和6年度 志免町男女共同参画行動計画の実施状況

※事業名にある★は、女性活躍推進法に基づく志免町の推進計画項目

基本目標	施策の方向	具体的施策番号	事業名	事業内容	令和6年度における実施状況	主な活動	担当課評価	担当課評価の判断理由及び課題認識、課題に対する対応策	担当課																																
<b>2 生涯を通じた男女の健康支援</b>																																									
<b>1 性に関する正しい知識や情報の提供、教育の推進</b>																																									
<table border="1"> <tr> <td>30</td> <td>リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発</td> <td>性と生殖を含む健康に関することについての自己決定を基本的な権利としてとらえたリプロダクティブ・ヘルス／ライツに関して、わかりやすい解説で啓発する。</td> <td>ホームページに啓発記事を掲載した。  リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発物を母子手帳交付時に配布し、周知に取り組んだ。</td> <td>・随時</td> <td>3</td> <td>リプロダクティブ・ヘルス／ライツについては、世代や性別を問わず浸透していないため、若い世代に向けてわかりやすい内容や解説で啓発していく。</td> <td>まちの魅力推進課</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>思春期教育や「命の大切さ」を学びの推進</td> <td>小・中学校を通して、「命」の大切さや思春期の心と体について学ぶため、道徳、保健の時間等を利用し、保健師や養護教諭等の協力を得ながら教育を行う。</td> <td>中学生向けに「命」の大切さや思春期の心と体について学べる動画を作成しているが、令和6年度は提供依頼がなかった。  小学校高学年児童及び中学校生徒に対して、保健師・養護教諭が連携し、思春期教育を実施した。</td> <td>・中学校への教育動画の提供  ・随時</td> <td>3 3</td> <td>性と生殖を含む健康に関して、自己決定を基本的な権利として捉えられるよう、啓発に取り組む。  小学校高学年児童及び中学校生徒に対して、保健師・養護教諭が連携し、思春期教育を実施していく。</td> <td>子育て支援課  子育て支援課  学校教育課</td> </tr> </table>										30	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発	性と生殖を含む健康に関することについての自己決定を基本的な権利としてとらえたリプロダクティブ・ヘルス／ライツに関して、わかりやすい解説で啓発する。	ホームページに啓発記事を掲載した。  リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発物を母子手帳交付時に配布し、周知に取り組んだ。	・随時	3	リプロダクティブ・ヘルス／ライツについては、世代や性別を問わず浸透していないため、若い世代に向けてわかりやすい内容や解説で啓発していく。	まちの魅力推進課	31	思春期教育や「命の大切さ」を学びの推進	小・中学校を通して、「命」の大切さや思春期の心と体について学ぶため、道徳、保健の時間等を利用し、保健師や養護教諭等の協力を得ながら教育を行う。	中学生向けに「命」の大切さや思春期の心と体について学べる動画を作成しているが、令和6年度は提供依頼がなかった。  小学校高学年児童及び中学校生徒に対して、保健師・養護教諭が連携し、思春期教育を実施した。	・中学校への教育動画の提供  ・随時	3 3	性と生殖を含む健康に関して、自己決定を基本的な権利として捉えられるよう、啓発に取り組む。  小学校高学年児童及び中学校生徒に対して、保健師・養護教諭が連携し、思春期教育を実施していく。	子育て支援課  子育て支援課  学校教育課																
30	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発	性と生殖を含む健康に関することについての自己決定を基本的な権利としてとらえたリプロダクティブ・ヘルス／ライツに関して、わかりやすい解説で啓発する。	ホームページに啓発記事を掲載した。  リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発物を母子手帳交付時に配布し、周知に取り組んだ。	・随時	3	リプロダクティブ・ヘルス／ライツについては、世代や性別を問わず浸透していないため、若い世代に向けてわかりやすい内容や解説で啓発していく。	まちの魅力推進課																																		
31	思春期教育や「命の大切さ」を学びの推進	小・中学校を通して、「命」の大切さや思春期の心と体について学ぶため、道徳、保健の時間等を利用し、保健師や養護教諭等の協力を得ながら教育を行う。	中学生向けに「命」の大切さや思春期の心と体について学べる動画を作成しているが、令和6年度は提供依頼がなかった。  小学校高学年児童及び中学校生徒に対して、保健師・養護教諭が連携し、思春期教育を実施した。	・中学校への教育動画の提供  ・随時	3 3	性と生殖を含む健康に関して、自己決定を基本的な権利として捉えられるよう、啓発に取り組む。  小学校高学年児童及び中学校生徒に対して、保健師・養護教諭が連携し、思春期教育を実施していく。	子育て支援課  子育て支援課  学校教育課																																		
<b>2 ライフステージに応じた健康支援</b>																																									
<table border="1"> <tr> <td>32</td> <td>母性保護の視点に立った妊娠・出産期の支援</td> <td>母性保護の視点に立った妊娠・出産期の支援については、問題に応じ各課連携を図って取り組む。</td> <td>母子手帳交付時のアンケートにより、妊婦や家族の健康状態及び育児支援の状況等の把握を行い、妊娠中から出産後にかけて切れ目ない支援へつなげた。要フォロー妊婦等にはこども家庭センター(児童福祉部門)との連携支援や関係各課、医療機関との連携を図った。</td> <td>・随時</td> <td>3</td> <td>今後も妊娠期からの関わりを充実させ、早期から支援できるように、関係機関との連携を図り、継続した支援を実施する。</td> <td>子育て支援課</td> </tr> <tr> <td>33</td> <td>児童・生徒を対象にした食育の推進</td> <td>地域および小・中学校などで、食生活の大切さについて、栄養士等と協力して、食生活改善推進会(以下、「食改」という。)などがサポートできるように取り組む。</td> <td>夏休み食育料理教育を開催し、子どもたちに食生活の大切さについて啓発を行った。  各学校の栄養士が主となり、食育指導を実施した。</td> <td>・夏休み料理教室の開催  ・随時</td> <td>3 3</td> <td>引き続き地域および小・中学校等で食生活の大切さについて啓発を行う。  引き続き各学校の栄養士が主となり、食育指導を行う。</td> <td>健康課  学校教育課</td> </tr> <tr> <td>34</td> <td>健康づくりの推進</td> <td>性別に関わらず受けやすい健診体制をつくり、健診結果説明会や健康相談等を通じた健康教育を推進する。</td> <td>就労している方も受診できるよう、土日も含めて集団健(検)診を開催した。また、女性に対してはレディースデイの実施や子育て中の母親を対象とした託児付きの子宮頸がん検診、男性に対しては前立腺がん検診を実施した。</td> <td>・集団検診の実施28回</td> <td>4</td> <td>男女ともに健康づくりに活かすため、感染予防に留意しながら健(検)診を受けてもらえるよう、継続して取り組む。</td> <td>健康課</td> </tr> <tr> <td>35</td> <td>高齢者の健康促進活動</td> <td>老人クラブ・公民館主催の講座等において、性別に関わらず健康促進のための運動や講話等を行う。</td> <td>老人クラブ・公民館主催の講座等において、性別に関わらず健康促進のための運動や講話等を行った。</td> <td>・随時</td> <td>3</td> <td>引き続き、老人クラブ・公民館主催の講座等において、性別に関わらず健康促進のための運動や講話等を行う。</td> <td>健康課</td> </tr> </table>										32	母性保護の視点に立った妊娠・出産期の支援	母性保護の視点に立った妊娠・出産期の支援については、問題に応じ各課連携を図って取り組む。	母子手帳交付時のアンケートにより、妊婦や家族の健康状態及び育児支援の状況等の把握を行い、妊娠中から出産後にかけて切れ目ない支援へつなげた。要フォロー妊婦等にはこども家庭センター(児童福祉部門)との連携支援や関係各課、医療機関との連携を図った。	・随時	3	今後も妊娠期からの関わりを充実させ、早期から支援できるように、関係機関との連携を図り、継続した支援を実施する。	子育て支援課	33	児童・生徒を対象にした食育の推進	地域および小・中学校などで、食生活の大切さについて、栄養士等と協力して、食生活改善推進会(以下、「食改」という。)などがサポートできるように取り組む。	夏休み食育料理教育を開催し、子どもたちに食生活の大切さについて啓発を行った。  各学校の栄養士が主となり、食育指導を実施した。	・夏休み料理教室の開催  ・随時	3 3	引き続き地域および小・中学校等で食生活の大切さについて啓発を行う。  引き続き各学校の栄養士が主となり、食育指導を行う。	健康課  学校教育課	34	健康づくりの推進	性別に関わらず受けやすい健診体制をつくり、健診結果説明会や健康相談等を通じた健康教育を推進する。	就労している方も受診できるよう、土日も含めて集団健(検)診を開催した。また、女性に対してはレディースデイの実施や子育て中の母親を対象とした託児付きの子宮頸がん検診、男性に対しては前立腺がん検診を実施した。	・集団検診の実施28回	4	男女ともに健康づくりに活かすため、感染予防に留意しながら健(検)診を受けてもらえるよう、継続して取り組む。	健康課	35	高齢者の健康促進活動	老人クラブ・公民館主催の講座等において、性別に関わらず健康促進のための運動や講話等を行う。	老人クラブ・公民館主催の講座等において、性別に関わらず健康促進のための運動や講話等を行った。	・随時	3	引き続き、老人クラブ・公民館主催の講座等において、性別に関わらず健康促進のための運動や講話等を行う。	健康課
32	母性保護の視点に立った妊娠・出産期の支援	母性保護の視点に立った妊娠・出産期の支援については、問題に応じ各課連携を図って取り組む。	母子手帳交付時のアンケートにより、妊婦や家族の健康状態及び育児支援の状況等の把握を行い、妊娠中から出産後にかけて切れ目ない支援へつなげた。要フォロー妊婦等にはこども家庭センター(児童福祉部門)との連携支援や関係各課、医療機関との連携を図った。	・随時	3	今後も妊娠期からの関わりを充実させ、早期から支援できるように、関係機関との連携を図り、継続した支援を実施する。	子育て支援課																																		
33	児童・生徒を対象にした食育の推進	地域および小・中学校などで、食生活の大切さについて、栄養士等と協力して、食生活改善推進会(以下、「食改」という。)などがサポートできるように取り組む。	夏休み食育料理教育を開催し、子どもたちに食生活の大切さについて啓発を行った。  各学校の栄養士が主となり、食育指導を実施した。	・夏休み料理教室の開催  ・随時	3 3	引き続き地域および小・中学校等で食生活の大切さについて啓発を行う。  引き続き各学校の栄養士が主となり、食育指導を行う。	健康課  学校教育課																																		
34	健康づくりの推進	性別に関わらず受けやすい健診体制をつくり、健診結果説明会や健康相談等を通じた健康教育を推進する。	就労している方も受診できるよう、土日も含めて集団健(検)診を開催した。また、女性に対してはレディースデイの実施や子育て中の母親を対象とした託児付きの子宮頸がん検診、男性に対しては前立腺がん検診を実施した。	・集団検診の実施28回	4	男女ともに健康づくりに活かすため、感染予防に留意しながら健(検)診を受けてもらえるよう、継続して取り組む。	健康課																																		
35	高齢者の健康促進活動	老人クラブ・公民館主催の講座等において、性別に関わらず健康促進のための運動や講話等を行う。	老人クラブ・公民館主催の講座等において、性別に関わらず健康促進のための運動や講話等を行った。	・随時	3	引き続き、老人クラブ・公民館主催の講座等において、性別に関わらず健康促進のための運動や講話等を行う。	健康課																																		

## 令和6年度 志免町男女共同参画行動計画の実施状況

※事業名にある★は、女性活躍推進法に基づく志免町の推進計画項目

基本目標	施策の方向	具体的施策	事業番号	事業名	事業内容	令和6年度における実施状況	主な活動	担当課評価	担当課評価の判断理由及び課題認識、課題に対する対応策	担当課
<b>3 高齢者の生きがいづくり支援の充実</b>										
		36	関係機関との連携による介護予防事業の充実	関係機関との連携で高齢者の健康づくりを実施し、性別に関わらず効果的なプログラムを積極的に導入する。	保健センター、町内会単位で、介護予防教室「うきうきルーム」を開催し、性別にかかわらず、自宅でできる運動の指導や栄養等の講話を行った。	・うきうきルーム開催（各公民館で月1回）	3	引き続き、関係機関との連携で高齢者の健康づくりを実施し、性別に関わらず効果的なプログラムを積極的に導入する。	健康課	
		37	高齢者の生きがいづくりの場の提供	総合福祉施設や公民館等を、高齢者・障がい者等の支援などを目的とした施設として、健康・福祉の増進に活用し、性別に関わらず安心して豊かな老後を迎えることができるよう、高齢者の生きがい活動を支援する。	総合福祉施設シーメイトにおいて、浴場や電位室、大広間は交流や憩いの場として、性別を問わず多くの高齢者の利用があった。	・シーメイト開館 ・浴場の開場	3	性別に関わらず、高齢者の生きがいづくりの場の提供を引き続き行っていく。	福祉課	
		38	高齢者の自主的な活動の支援	老人クラブをはじめとした高齢者の自主的な活動の情報提供やネットワークづくりを支援し、性別に関わらず多くの方が参加したくなる環境づくりを推進する。	隣保館において、性別に関わらず安心して豊かな老後を迎えるよう、健康教室や福祉活動、高齢者の生きがい活動「こつこつ元気もん」を行った。	・こつこつ元気もん30回開催	4	今後も公民館や隣保館で、高齢者・障がい者等の支援を目的とした健康教室や福祉活動、高齢者の生きがい活動の推進に取り組む。	社会教育課	
		39	高齢者の就労支援 ★	シルバー人材センターへの加入を促進し、性別に関わらず就労を通じた社会参画が可能になる環境づくりを推進する。	シルバー人材センターが男女分け隔てなく会員増員、就業促進を図れるよう活動支援を行った。	・受注件数1,250件 ・受注金額94,480千円 ・会員数248人 ・男性143人 ・女性105人	3	広報紙やホームページ等でシニアクラブ活動のPRを行ったが、シニアクラブ会員の減少が続いているため、引き続き性別に関わらず多くの方が参加したくなる環境づくりを推進する。	福祉課	
		40	高齢者の生涯学習活動の推進	性別に関わらず高齢者がいつでもどこでも学習活動ができるよう、公民館などに主催講座の充実を働きかける。	性別に関わらず高齢者の学習活動が行えるよう、社会教育施設・社会体育施設を提供した。	・随時	4	全体の会員数は減っているが、女性会員数は横ばいで就業先や活躍の場が広がっている。	社会教育課	
<b>3 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援（志免町配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画）</b>										
<b>1 未然防止のための啓発</b>										
		41	DV防止のための啓発の推進	暴力を許さない意識を醸成し、DVに対する正しい理解を広めるための機会を提供する。	DVの啓発について次のとおり実施した。 ・各相談機関の周知としてカードの設置。 ・パープルリボンを担当職員が着用。 ・堅坑櫓にてパープルライトアップを実施。(R6.11) ・出前講座は準備を整えていたが申込がなかった。	・随時	4	パープルライトアップを中ノ坪公園から堅坑櫓に変更して実施した。ライトアップの期間は1日間となつたが、国の機関紙で紹介され、遠くからでも目立つようになつたため、今後も堅坑櫓でのライトアップを実施していく。	まちの魅力推進課	

## 令和6年度 志免町男女共同参画行動計画の実施状況

※事業名にある★は、女性活躍推進法に基づく志免町の推進計画項目

基本目標	施策の方向	具体的施策	事業番号	事業名	事業内容	令和6年度における実施状況	主な活動	担当課評価	担当課評価の判断理由及び課題認識、課題に対する対応策	担当課
42	保健師や民生委員・児童委員等の専門性を高める研修の実施	保健師、保育士、町職員、民生委員・児童委員、学校教職員等に対し、配偶者からの暴力の特性や被害者の早期発見や通報の必要性についての理解や専門性を高めるため、研修や情報提供を行う。			福岡県市町村職員研修所への派遣研修を行った。	・隨時	4	研修会への参加を推奨し、情報提供を行う。	総務課	
					民生委員・児童委員の代表者が志免町虐待防止ネットワーク会議に参加した。また、民生委員・児童委員が参加できる研修について情報提供を行った。	・虐待等防止ネットワーク会議開催2回 ・情報提供1回	3	今後も会議・研修への参加を促していく。	福祉課	
					県や国保連合会等が開催する研修会に参加し、専門的な知識や対応を学び、業務に活かすように努めた。	・随时	3	今後も研修会に参加し、専門的な知識や理解を深め、業務に生かすように努める。	健康課	
					県や保健所等が開催する研修会に参加し、専門的な知識や対応を学び、業務に生かせるよう、研修内容を共有した。	・随时	3	研修会に参加し、専門的な知識や対応の向上に努め、相談業務等に活かす。また、研修案内を保育園等に行う。	子育て支援課	
					県や町が主催する研修に学校教職員が積極的に参加できるように周知啓発を行った。	・随时	3	学校教職員が積極的に研修会に参加できるよう推進していく。	学校教育課	
43	学校における人権教育の推進	学校において自他を尊重する心や態度の育成について人権教育を推進するとともに、児童・生徒の発達段階に応じてデートDVに関する講座等の取り組みを行う。			教育指導計画書の中に「人権・同和教育計画」を盛り込み、人権学習を行った。また、説明とともにデートDVに関するチラシを配布した。	・随时	3	教育指導計画書に基づき人権学習を行う。また、デートDVに関しての周知を行っていく。	学校教育課	
					人権の花運動を町内4小学校で取り組み、町内小中学生の人権作文集を作成した。	・人権の花運動 町内小学校 3学年 ・人権作文集 町内小中学校	4	学校における人権教育を推進するとともに、児童・生徒の発達段階に応じたデートDVに関する情報提供を行う。	社会教育課	
44	虐待防止・解決のための対策の推進	児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、DV等の問題に関わる各機関・団体の職員が会議等の中でそれぞれの暴力に関する理解を深め、必要な情報を共有することで、早期の発見につなげる。			虐待等防止ネットワーク会議を開催し、町事業の取組報告を行った。また、委員及び関係各課、関係機関との連携や情報共有を図り、早期の発見につなげられるよう体制を整えた。	・虐待等防止ネットワーク会議開催 2回	4	今後も引き続き関係機関との連携を図り、事案が発生した場合には早期の発見につなげられるようにする。	まちの魅力推進課	
					虐待等防止ネットワーク会議を開催し、町事業の取組報告を行った。また、委員及び関係各課、関係機関との連携や情報共有を図り、早期の発見につなげられるよう体制を整えた。	・虐待等防止ネットワーク会議開催 2回 ・府内連絡会議 月1回 ・要保護児童対策地域連絡協議会	4	今後も引き続き関係機関との連携を図り、事案が発生した場合には早期の発見につなげられるようにする。	福祉課	
					・虐待等防止ネットワーク会議を開催し、町事業の取組報告を行った。また、委員及び関係各課、関係機関との連携や情報共有を図り、早期の発見につなげられるよう体制を整えた。 ・関係課等(子育て支援課・健康課・福祉課・スクールソーシャルワーカー・学校)と月1回の府内連絡会議を行った。	・虐待等防止ネットワーク会議 2回 ・府内連絡会議 月1回 ・個別のケース会議 23回	4	・今後も引き続き関係機関との連携を図り、事案が発生した場合には早期の発見につなげられるようにする。 ・関係課等(子育て支援課・健康課・福祉課・SSW・学校)と月1回の府内連絡会議(年間12回)のほか、個別のケース会議を積極的に行う。	子育て支援課	

## 令和6年度 志免町男女共同参画行動計画の実施状況

※事業名にある★は、女性活躍推進法に基づく志免町の推進計画項目

基本目標	施策の方向	具体的施策	事業番号	事業名	事業内容	令和6年度における実施状況	主な活動	担当課評価	担当課評価の判断理由及び課題認識、課題に対する対応策	担当課
2 相談体制の充実	45 各課連携による支援の充実	各課連携による支援の充実	DV等の個別状況に応じて関係各課との連携を図る。	DV相談があつた際に、その状況に応じて関係各課と連携をとつた。	・随時	4	関係各課と連携を図ることにより、滞りなく相談者に対応できた。	まちの魅力推進課		
		配慮を必要とする女性への支援の充実	外国籍女性や心身に障がいのある女性など配慮を必要とする女性に対して、DVやハラスメントなどの女性に向けた暴力に対応する専門相談窓口が積極的に活用されるよう、情報を提供する。	外国人のための無料相談電話「よりそいホットライン」をホームページに掲載している。	・随時	3	配慮を必要とする女性に対し、情報を提供する。	まちの魅力推進課		
		DV相談窓口の周知促進	DVやハラスメントなどの女性に向けた暴力に対応する専門相談窓口が積極的に活用されるよう、周知を促進する。	DV相談窓口の情報をホームページと広報紙に掲載した。また、カードスタンドを庁舎内及び生涯学習1号館、シーメイトのトイレに設置した。	・随時	4	トイレに設置しているカードは年2回補充し、利用者の方にカードを取ってもらっている。相談窓口は国や県、町が委託している窓口等いくつかあるので、今後も定期的にカードを設置する。	まちの魅力推進課		
	3 被害者の自立のための支援									
	48 住民基本台帳等の支援措置	DV被害者の住民基本台帳の閲覧制限や国民健康保険の適用など適切な措置を実施する。	DV・ストーカー行為等の被害者を保護するための措置として、相手方が支援措置対象者の住所を探索することを防止するため、事務処理要領に基づき、住民票・戸籍の附票の交付を制限する。DV・ストーカー行為等・児童虐待の被害者及びこれに準ずる被害者で支援の必要性が確認された方がこの制度を利用できる(R6年度申出件数77件)。上記の支援措置制度を説明し、DV・ストーカー行為等の被害者が志免町に居住しているものの住民登録をする意思がない場合であっても、志免町国民健康保険に加入することは可能としている。	・随時	4	DV・ストーカー行為等の被害者相談は、子どもや高齢者に関わる担当課が直接相談を受けていることも多いため、他課との連携をより密にしていく。	住民課			
	49 情報保護と適切な対応	児童・生徒の心のケアの実施や安全の確保および個人情報の保護について職員間で情報を共有し、情報管理を徹底する。	虐待が疑われる家庭等への相談・支援を行つた。認可保育園の先生を対象に虐待に関する研修を行い、留意すべき点や子どもの安全確保について共有した。情報管理については、個人情報保護条例に則り適正に管理し、関係機関とのさらなる連携や支援の充実に努めた。	・随時	4	今後も継続して虐待防止に関する独自研修を町の子ども施設に拡大し実施するとともに、虐待が疑われる家庭等への相談・支援を行つた。情報管理については、個人情報保護条例に則り適正に管理し、関係機関とのさらなる連携や支援の充実に努めていく。	子育て支援課			
	50 福祉に関する情報提供	生活保護や県営住宅への入居などDV被害者が利用可能な福祉の制度についての情報を提供する。	DV相談があつた場合、配偶者等からの暴力による被害者自立のために、生活保護制度や県営住宅への優先入居制度について情報提供を行つた。	・生活保護の案内、申請受付 ・県営住宅の入居案内 ・相談件数0件	3	相談があつた時に、必要な情報を提供する。	福祉課			
	51 被害者の救済対策と生活支援	県や支援団体などを含めた広域での連携を図りながら、DV被害者の救済対策や生活支援などの情報を提供する。	県の配偶者暴力支援センターや柏原保健福祉事務所、社会福祉協議会等広域で連携を図り、被害者が必要としている情報を提供した。	・随時	4	関係機関と連携を図り、被害者が必要とする情報を提供した。今後も継続して取り組む。	まちの魅力推進課			
	52 支援制度の情報提供	DV被害者には、生活支援等の利用可能な制度についての情報を提供する。	DV相談があつた際に、その被害者が利用可能な制度について情報を提供した。	・随時	4	関係課・関係機関と連携を図り、被害者が必要とする情報を提供した。今後も継続して取り組む。	まちの魅力推進課			

## 令和6年度 志免町男女共同参画行動計画の実施状況

※事業名にある★は、女性活躍推進法に基づく志免町の推進計画項目

基本目標	施策の方向	具体的施策	事業番号	事業名	事業内容	令和6年度における実施状況	主な活動	担当課評価	担当課評価の判断理由及び課題認識、課題に対する対応策	担当課
<b>4 関係機関との連携</b>										
		53	警察・病院等の関係機関との連携	相談や訪問、通報によりDVが発見された際には、必要に応じて警察や病院、福祉事務所等と連携をとり速やかに対応する。	事案が発生した場合は個別状況に応じて関係機関と連携して対応した。	・随時	4	日頃から関係機関とは連携を図っているため、DVの相談等があった際は連携した対応ができる。	まちの魅力推進課	
						・随時	3	今後も各機関との連携を図り、速やかに対応していく。	福祉課	
						・随時	4	状況に応じて関係各課や機関と連携し対応していく、志免町虐待防止等ネットワークを有効に活用して連携強化に努めていく。	子育て支援課	
<b>4 あらゆる暴力の防止</b>										
<b>1 性犯罪対策の充実</b>										
		54	学校・家庭・地域との連携による防犯の推進	学校・家庭・地域・他機関との連携を図りながら相談やすい環境づくりを行い、防犯の指導を推進する。	学校・地域・警察等と連携し、不審者情報等の発信・共有を行った。児童生徒に対しては防犯学習を授業の中に取り入れた。	・随時	3	今後も学校・地域・警察等と連携し、不審者情報等の発信・共有を行っていく。また、防犯学習を授業の中に取り入れていく。	学校教育課	
		55	防犯意識の啓発	国・県からの性犯罪対策における情報発信やチラシ等の配架、出前講座等で性犯罪を含めた防犯意識の啓発を行う。また、地域での自主的な見守り活動を支援することにより地域全体の防犯意識を高めるよう努める。	柏原警察署から提供される防犯情報について、福岡県の地域の安全に関する情報システム「防災メール・まもるくん」により、登録者にメールで配信した。また、登録促進のためにホームページ等で周知を行った。併せて、性犯罪被害を中心に犯罪被害から身を守るために、事件情報や各種防犯情報を提供する福岡県警察防犯アプリ「みまもっち」についても周知を行った。	・R6年度発信件数:11件 ・R6年度登録者:1,678人 (R7.4.1現在)	3	地域の防犯情報を入手することで防犯意識を高めてもらうよう、登録の促進に努めていく。	生活安全課	
		56	町内会防犯灯に対する支援	性犯罪を含めた犯罪の予防・抑止のために町内会が設置・管理する防犯灯に対して、電気代助成等の支援を行う。	町内会からの申請により、防犯灯の新設や取替、電気料金の補助を行った。	・R6年度新設・取替防犯灯15箇所 ・R6年度電気料金補助3,902千円	4	防犯灯に関する補助の申請があった町内会に補助を行った。引き続き地域の防犯活動として、町内会への防犯灯の維持管理に対する支援を行っていく。	生活安全課	
		57	防犯・非行防止活動の充実	性犯罪を含めた犯罪の予防・抑止のために活動する地域防犯団体に対して、防犯パトロールカーの貸し出しを行う。	地域防犯団体に防犯パトロールカーを貸し出し、地域における犯罪の予防・抑止に努めた。	・防犯パトロールカーの貸出件数12件	3	地域における防犯活動の促進のため、引き続き防犯パトロールの周知啓発及びパトロールカーの貸出を行っていく。	生活安全課	
				学校・地域・関係機関等との情報共有を図り、青少年の性犯罪等の防止を含めた健全育成に努める。	青少年問題協議会を開催し、情報の共有を図った。青少年健全育成講演会は伊藤功一氏の講演を行った。	・青少年問題協議会2回	3	学校・地域・関係機関等との情報共有を図り、青少年の性犯罪等の防止を含めた健全育成に努める。	社会教育課	

## 令和6年度 志免町男女共同参画行動計画の実施状況

※事業名にある★は、女性活躍推進法に基づく志免町の推進計画項目

基本目標	施策の方向	具体的施策	事業番号	事業名	事業内容	令和6年度における実施状況	主な活動	担当課評価	担当課評価の判断理由及び課題認識、課題に対する対応策	担当課
<b>2 さまざまなハラスメント防止に向けた取り組み</b>										
			58	町職員に対するハラスメント防止のための啓発	町職員に対しハラスメント防止のための研修や啓発を推進する。	福岡県市町村職員研修所への派遣研修を行った。	・随時	4	研修、啓発を行う。	総務課
			59	企業等に対するハラスメント防止のための啓発 ★	企業・事業所に対してハラスメント防止に関する情報提供や啓発を推進する。	商工会と情報交換を行い、ハラスメントに関する町内事業所の状況確認や行政の情報提供等を行った。	・8月に実施	3	第3次計画の策定に伴いインタビューを実施し、ハラスメントに関する情報交換を行うことができた。	まちの魅力推進課
			60	スクール・セクシュアル・ハラスメント防止対策の充実	小・中学校教職員の連携により、スクール・セクシュアル・ハラスメント防止対策、発生時の対応強化を推進する。	職員会議において、随時指導や情報提供を行っている。また、「志免町立学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱」を制定し、ハラスメントをなくすための6つの指針等の周知を指示した。	・随時	3	職員会議において、随時指導や情報提供を行っていく。	学校教育課
			61	スクール・セクシュアル・ハラスメントに対する相談窓口の充実	学校教育指導主事、相談員等を配置し、相談しやすい環境づくりに努める。	学校教育課に指導主事・教育相談員・スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒、保護者、教職員や関係機関との相談体制の充実を図った。	・随時	3	学校教育課に指導主事・教育相談員・スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒、保護者、教職員や関係機関との相談体制の充実を図っていく。	学校教育課

### III 新しい価値観を拓いていくために

#### 1 ワーク・ライフ・バランスの実現

##### 1 ワーク・ライフ・バランスの啓発

	62	町職員のワーク・ライフ・バランスの実現	ノー残業デーの設定や休暇計画の作成などを通じた町職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進する。	夏季休暇の取得計画の作成を行っていく。 ・令和6年度 夏季休暇平均取得日数 5日 ・令和6年度 有給休暇平均取得日数 12日	・夏季休暇の取得計画の作成	4	夏季休暇・年次休暇(年12日以上)を取得できるように周知する。	総務課
	63	男性を含めた働き方の見直しと多様な働き方の実現 ★	企業・事業所に対して、男性を含めた全ての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるよう、多様な働き方を選択できるような働き方の見直しを含めた啓発を推進する。	男女共同参画週間に合わせて、町内の企業・事業所にワーク・ライフ・バランスに関する啓発チラシを配布した。	・配布数1,000枚	4	商工会が会員向けのお知らせを6月に一斉送付しているので、そこに啓発チラシを同封させてもらっている。送付時期も男女共同参画週間のある6月であるため、今後も継続して取り組む。	まちの魅力推進課
	64	育児・介護休業制度の活用の浸透促進 ★	育児・介護休業制度の啓発を行うなど、家庭における男女の共同参画・共同責任意識の浸透を促進する。	男女共同参画週間に合わせて、町内の企業・事業所にワーク・ライフ・バランスに関する啓発チラシを配布した。また、育休を取得した役場職員のインタビュー記事を広報紙に掲載した。	・配布数1,000枚 ・インタビューを広報紙6月号に掲載	4	商工会が会員向けのお知らせを6月に一斉送付しているので、そこに啓発チラシを同封させてもらっている。送付時期も男女共同参画週間のある6月であるため、今後も継続して取り組む。	まちの魅力推進課
	65	パートナーシップの理解促進 ★	男女共同参画につながる家庭・地域・職場での具体的行動事例等を示し、パートナーシップの理解促進に努める。	性別に関わらず、働きながら介護に携わっている方からの相談があつた場合は、関係機関や相談窓口の紹介といった対応を行った。	・随時	3	介護保険制度を取り扱う窓口のため、介護休業制度についての相談は無かったが、介護サービスの提供や相談を通して、性別にかかわらず介護に携わる方の負担軽減を図っていく。	福祉課
				アンコンシャス・バイアスをテーマに町民参加のワークショップを行った。また、男女共同参画週間に合わせて、育休を取得した役場職員のインタビュー記事を広報紙に掲載した。	・ワークショップの開催(2月・参加者12名) ・インタビューを広報紙6月号に掲載	4	ワークショップでは、家庭や仕事等の様々な場面で、どのような課題があるのか、性別・年齢に関係なく意見交換を行うことができ、男女お互いの理解につながったと思われる。	まちの魅力推進課

## 令和6年度 志免町男女共同参画行動計画の実施状況

※事業名にある★は、女性活躍推進法に基づく志免町の推進計画項目

基本目標	施策の方向	具体的施策	事業番号	事業名	事業内容	令和6年度における実施状況	主な活動	担当課評価	担当課評価の判断理由及び課題認識、課題に対する対応策	担当課
<b>2 男性の家庭参画の促進</b>										
		66	男性の家庭参画への意識改革促進 ★	家庭生活における固定的性別役割分担をなくすため、男性の家庭参画に対しての意識向上を図る機会を提供する。	男女共同参画週間に合わせて、育休を取得した役場職員のインタビュー記事を広報紙に掲載した。  家庭生活における固定的性別役割分担をなくすため、食生活改善地域教室で男性の家庭参画に対しての意識向上を図る機会を提供した。	・インタビューを広報紙6月号に掲載  ・随時	4  3	インタビュー記事を掲載することは初めての試みだったが、広報担当の部署と協議し、広報紙の裏表紙に掲載することができた。  引き続き、家庭生活における固定的性別役割分担をなくすため、男性の家庭参画に対しての意識向上を図る機会を提供する。	まちの魅力推進課  健康課	
		67	食改などへの男性の参加促進 ★	食改地域教室などへの男性の参加を促進するように努める。	食改地域教室等への男性の参加を促進するように努めた。	・随時	3	引き続き、食改地域教室等への男性の参加を促進するように努める。	健康課	
		68	出産や育児への男性参加の推進 ★	母子手帳交付時や各教室を通じて、夫婦で子育てを行うことの大切さについて夫婦ともに意識づけし、父親の育児参加を促進する。	マタニティ教室を年5回開催し、半数ほど夫婦で参加される。栄養講話、赤ちゃん人形を使った沐浴・おむつ替えの実践や、産後のメンタルヘルス、家事・育児協力についてのグループワーク等を行っている。教室に日程が合わず受講希望がある場合は、個別での対応も行った。  乳幼児健診も父親が参加できるよう保護者は母親と限定せず実施。	・年5回(マタニティ教室) ・年55回(乳幼児健診)	4	男性の育児参加を促進するため、今後も母子手帳交付時やマタニティ教室開催、乳幼児健診等で啓発活動に取り組む。	子育て支援課	
		69	父親が参加しやすい子どもや子育てに関する学ぶ機会の提供 ★	町主催の講座において、親子を対象として子どもや子育てに関する基本的な知識を学ぶ機会について男性の保護者の参加を図るため、曜日や時間等を配慮した取り組みを進める。	親子を対象とした、子どもや子育てに関する基本的な知識を学ぶ機会について、男性の保護者の参加を図るため企画・内容を工夫した。	・日曜開催講座など2回	4	日曜日に実施したことに一定の満足度が得られたため、今後も継続して取り組む。	子育て支援課	
		70	父親が参加しやすいイベントの充実 ★	スポーツ大会や野外活動等、父親が興味や関心をもてる事業に企画から参加できるような仕組みづくりを検討する。また、親子の催し物は男性の保護者が参加しやすいよう、曜日や時間等を配慮する。	開催する行事については、可能な限り性別に関係なく両親がともに参加できるよう日程を調整した。	・随時	4	行事・イベントを開催する際は、性別や年齢によらず幅広い町民に参加してもらえるよう企画している。	全課	
		71	家庭でのコミュニケーション促進 ★	家庭内のコミュニケーションが家庭での不平等感解消に有効であることの啓発に努める。	男女共同参画週間に合わせて、育休を取得した役場職員のインタビュー記事を広報紙に掲載した。	・インタビューを広報紙6月号に掲載	4	インタビュー記事を掲載することは初めての試みだったが、広報担当の部署と協議し、広報紙の裏表紙に掲載することができた。	まちの魅力推進課	
<b>3 地域における活動促進</b>										
		72	男性が地域活動に参加しやすい環境づくり	男性が地域活動に参加しやすい環境づくりのため、相談窓口の充実や、多様な男性向け講座の開催などに努める。	総合相談「男性のための相談ホットライン」をホームページに掲載した。	・随時	3	男性のための相談窓口の周知を引き続き行っていくが、現状として女性と比較すると男性の相談窓口は少ない。	まちの魅力推進課	
		73	男性の地域行事等への参加促進	男性が気軽に参加できる地域行事等が行われるよう、公民館などへ働きかける。	子ども会連合会総会等で働きかけた。	・公民館主事会研修 ・子ども会連合会総会	3	男性が気軽に参加できる地域行事等が行われるよう、引き続き公民館等へ働きかける。	社会教育課	

## 令和6年度 志免町男女共同参画行動計画の実施状況

※事業名にある★は、女性活躍推進法に基づく志免町の推進計画項目

基本目標	施策の方向	具体的施策	事業番号	事業名	事業内容	令和6年度における実施状況	主な活動	担当課評価	担当課評価の判断理由及び課題認識、課題に対する対応策	担当課																																
<b>2 子育て支援の充実</b>																																										
<b>1 保育サービスの充実</b>																																										
<table border="1"> <tr> <td>74</td><td>産前産後期のヘルパー支援</td><td>産前産後の、家事・育児などの援助を必要とする家庭にヘルパーを派遣し、支援する。</td><td>社会福祉協議会に委託していたが、申請はなかった。対象者が拡大した子育て世帯訪問支援事業への移行について、令和7年度から事業が開始できるよう準備を行った。</td><td>・申請、派遣件数0件</td><td>3</td><td>令和7年度より子育て世帯訪問支援事業に移行するため、ホームページ等で周知を行う。</td><td>子育て支援課</td></tr> <tr> <td>75</td><td>乳幼児期の教育・保育事業の充実 ★</td><td>子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育環境の整備・充実を進める。また、職員研修を計画的に実施する等、職員の資質向上を図る。</td><td>第3期(令和7年度～令和11年度)子ども・子育て支援事業計画の策定を行い、整備の見直しを行った。研修については、保育園独自での内部研修実施や外部機関の研修に参加した。また、町立保育園で実施していた研修会を町内認可保育園へと対象を拡大、リモートでも参加できるよう工夫し、職員の資質の向上を図った。</td><td>・研修の実施 ・志免東保育園新築移転工事</td><td>4</td><td>研修については、引き続き内部研修の実施、外部機関の研修参加により資質の向上を図っていく。</td><td>子育て支援課</td></tr> <tr> <td>76</td><td>学童保育の充実 ★</td><td>利用者のニーズを把握しながら、学童保育環境の整備を図る。</td><td>コロナ禍の収束に伴い子育て世代の就業率が上昇した影響により、申込数が令和5年度767人から850人に増加した。一方で定員は660人と前年度から変わらないため、定員を超過して受け入れなどの対応を行った結果、待機児童数は18人であった。経年劣化により西第1学童保育所の空調機が故障したため、取替工事を行った。</td><td>・新しい学童保育所の開設に向けての調整 ・設備の修繕</td><td>4</td><td>令和7年度も待機児童が発生する見込みのため、志免南学童保育所では学校の3階図工室をタイムシェアすることで受入枠を増やしていく。</td><td>子育て支援課</td></tr> <tr> <td>77</td><td>子育て支援拠点の充実</td><td>志免町総合福祉施設「シーメイト」内の子育て支援センターで、子どもと保護者の交流や体験・学習の場、子育て等についての相談、子育てサークルの紹介等を行い、子育て支援の拠点として充実を図る。</td><td>子育て支援センターにおいて、月齢・年齢に応じたサロン・講座等を実施し、子育てに関する相談に対応した。また、地域の幼稚園、子育てサークル等の情報提供を行った。</td><td>・サロン、講座等67回</td><td>4</td><td>支援センター職員の欠員がある中、子育て世代や乳幼児の居場所、交流の拠点としてしっかりと役割を果たしている。子どもや親子の居場所となり、安心して子育てができる環境の充実のため、はなまるポケットの日祝開所を検討していくが人員確保が課題。</td><td>子育て支援課</td></tr> </table>											74	産前産後期のヘルパー支援	産前産後の、家事・育児などの援助を必要とする家庭にヘルパーを派遣し、支援する。	社会福祉協議会に委託していたが、申請はなかった。対象者が拡大した子育て世帯訪問支援事業への移行について、令和7年度から事業が開始できるよう準備を行った。	・申請、派遣件数0件	3	令和7年度より子育て世帯訪問支援事業に移行するため、ホームページ等で周知を行う。	子育て支援課	75	乳幼児期の教育・保育事業の充実 ★	子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育環境の整備・充実を進める。また、職員研修を計画的に実施する等、職員の資質向上を図る。	第3期(令和7年度～令和11年度)子ども・子育て支援事業計画の策定を行い、整備の見直しを行った。研修については、保育園独自での内部研修実施や外部機関の研修に参加した。また、町立保育園で実施していた研修会を町内認可保育園へと対象を拡大、リモートでも参加できるよう工夫し、職員の資質の向上を図った。	・研修の実施 ・志免東保育園新築移転工事	4	研修については、引き続き内部研修の実施、外部機関の研修参加により資質の向上を図っていく。	子育て支援課	76	学童保育の充実 ★	利用者のニーズを把握しながら、学童保育環境の整備を図る。	コロナ禍の収束に伴い子育て世代の就業率が上昇した影響により、申込数が令和5年度767人から850人に増加した。一方で定員は660人と前年度から変わらないため、定員を超過して受け入れなどの対応を行った結果、待機児童数は18人であった。経年劣化により西第1学童保育所の空調機が故障したため、取替工事を行った。	・新しい学童保育所の開設に向けての調整 ・設備の修繕	4	令和7年度も待機児童が発生する見込みのため、志免南学童保育所では学校の3階図工室をタイムシェアすることで受入枠を増やしていく。	子育て支援課	77	子育て支援拠点の充実	志免町総合福祉施設「シーメイト」内の子育て支援センターで、子どもと保護者の交流や体験・学習の場、子育て等についての相談、子育てサークルの紹介等を行い、子育て支援の拠点として充実を図る。	子育て支援センターにおいて、月齢・年齢に応じたサロン・講座等を実施し、子育てに関する相談に対応した。また、地域の幼稚園、子育てサークル等の情報提供を行った。	・サロン、講座等67回	4	支援センター職員の欠員がある中、子育て世代や乳幼児の居場所、交流の拠点としてしっかりと役割を果たしている。子どもや親子の居場所となり、安心して子育てができる環境の充実のため、はなまるポケットの日祝開所を検討していくが人員確保が課題。	子育て支援課
74	産前産後期のヘルパー支援	産前産後の、家事・育児などの援助を必要とする家庭にヘルパーを派遣し、支援する。	社会福祉協議会に委託していたが、申請はなかった。対象者が拡大した子育て世帯訪問支援事業への移行について、令和7年度から事業が開始できるよう準備を行った。	・申請、派遣件数0件	3	令和7年度より子育て世帯訪問支援事業に移行するため、ホームページ等で周知を行う。	子育て支援課																																			
75	乳幼児期の教育・保育事業の充実 ★	子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育環境の整備・充実を進める。また、職員研修を計画的に実施する等、職員の資質向上を図る。	第3期(令和7年度～令和11年度)子ども・子育て支援事業計画の策定を行い、整備の見直しを行った。研修については、保育園独自での内部研修実施や外部機関の研修に参加した。また、町立保育園で実施していた研修会を町内認可保育園へと対象を拡大、リモートでも参加できるよう工夫し、職員の資質の向上を図った。	・研修の実施 ・志免東保育園新築移転工事	4	研修については、引き続き内部研修の実施、外部機関の研修参加により資質の向上を図っていく。	子育て支援課																																			
76	学童保育の充実 ★	利用者のニーズを把握しながら、学童保育環境の整備を図る。	コロナ禍の収束に伴い子育て世代の就業率が上昇した影響により、申込数が令和5年度767人から850人に増加した。一方で定員は660人と前年度から変わらないため、定員を超過して受け入れなどの対応を行った結果、待機児童数は18人であった。経年劣化により西第1学童保育所の空調機が故障したため、取替工事を行った。	・新しい学童保育所の開設に向けての調整 ・設備の修繕	4	令和7年度も待機児童が発生する見込みのため、志免南学童保育所では学校の3階図工室をタイムシェアすることで受入枠を増やしていく。	子育て支援課																																			
77	子育て支援拠点の充実	志免町総合福祉施設「シーメイト」内の子育て支援センターで、子どもと保護者の交流や体験・学習の場、子育て等についての相談、子育てサークルの紹介等を行い、子育て支援の拠点として充実を図る。	子育て支援センターにおいて、月齢・年齢に応じたサロン・講座等を実施し、子育てに関する相談に対応した。また、地域の幼稚園、子育てサークル等の情報提供を行った。	・サロン、講座等67回	4	支援センター職員の欠員がある中、子育て世代や乳幼児の居場所、交流の拠点としてしっかりと役割を果たしている。子どもや親子の居場所となり、安心して子育てができる環境の充実のため、はなまるポケットの日祝開所を検討していくが人員確保が課題。	子育て支援課																																			
<b>2 援助を必要とする家庭への支援</b>																																										
<table border="1"> <tr> <td>78</td><td>ひとり親家庭への支援サービスの充実</td><td>母子家庭および父子家庭で、進学、就職活動や疾病、出産、公的行事への参加等により、一時的に生活援助が必要なとき、生活支援員(ヘルパー)を自宅に派遣する志免町ひとり親家庭等日常生活支援事業についての周知を充実する。</td><td>ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施し、広報紙、ホームページ、窓口にて周知をしたが、今年度の新規登録はなかった。</td><td>・申請、派遣件数0件</td><td>3</td><td>引き続き、広報紙、ホームページ、窓口にて周知をする。</td><td>子育て支援課</td></tr> <tr> <td rowspan="3">79</td><td rowspan="3">障がいのある子どもへの早期発見・支援</td><td>相談支援事業を利用することで、障がい等について理解が深まるよう支援する。また、必要な福祉サービスを利用することで、子どもの発達を支援する。</td><td>福祉課内にしめっこ相談を設置、相談支援センターゆいへ障がい児の相談支援事業を委託し、福祉サービスに伴う発達に関する個別相談を受けられる体制をとった。</td><td>・随時</td><td>3</td><td>保護者へ必要な情報を提供し、発達の特性が気になるお子さんについて継続的に相談や支援を行っていく。</td><td>福祉課</td></tr> <tr> <td>乳幼児健診や個別相談等で、発達の気になる子どもとその保護者を対象に心理相談員の個別相談を実施した。経過を見していく中で、発達の遅れ等の問題があり、支援が必要な子どもについては専門機関を紹介し、スムーズな療育につながるよう支援を行った。</td><td>・心理相談員による相談実施回数611回</td><td>3</td><td>今後も支援が必要な子どもに対して、スムーズな療育につながるよう、関係機関と協力して支援を行っていく。</td><td>子育て支援課</td></tr> <tr> <td>臨床心理士3名による町内の保育園等巡回訪問し、保育士等への支援を行った。また、町立保育園の加配保育士を適正に配置し、私立教育保育施設に対しては、特別支援保育事業を行った。</td><td>巡回・保育士等への支援 ・毎週月、木曜日巡回 ・対象 26園で実施 ・巡回の件数97件</td><td>3</td><td>継続して、町内の町立保育園・私立保育園・認定こども園・幼稚園・届出保育園・企業主導型保育施設を巡回し、保育士等への支援を行う。 ・巡回日 … 毎週月曜日(2名)・木曜日(1名)</td><td>子育て支援課</td></tr> </table>											78	ひとり親家庭への支援サービスの充実	母子家庭および父子家庭で、進学、就職活動や疾病、出産、公的行事への参加等により、一時的に生活援助が必要なとき、生活支援員(ヘルパー)を自宅に派遣する志免町ひとり親家庭等日常生活支援事業についての周知を充実する。	ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施し、広報紙、ホームページ、窓口にて周知をしたが、今年度の新規登録はなかった。	・申請、派遣件数0件	3	引き続き、広報紙、ホームページ、窓口にて周知をする。	子育て支援課	79	障がいのある子どもへの早期発見・支援	相談支援事業を利用することで、障がい等について理解が深まるよう支援する。また、必要な福祉サービスを利用することで、子どもの発達を支援する。	福祉課内にしめっこ相談を設置、相談支援センターゆいへ障がい児の相談支援事業を委託し、福祉サービスに伴う発達に関する個別相談を受けられる体制をとった。	・随時	3	保護者へ必要な情報を提供し、発達の特性が気になるお子さんについて継続的に相談や支援を行っていく。	福祉課	乳幼児健診や個別相談等で、発達の気になる子どもとその保護者を対象に心理相談員の個別相談を実施した。経過を見していく中で、発達の遅れ等の問題があり、支援が必要な子どもについては専門機関を紹介し、スムーズな療育につながるよう支援を行った。	・心理相談員による相談実施回数611回	3	今後も支援が必要な子どもに対して、スムーズな療育につながるよう、関係機関と協力して支援を行っていく。	子育て支援課	臨床心理士3名による町内の保育園等巡回訪問し、保育士等への支援を行った。また、町立保育園の加配保育士を適正に配置し、私立教育保育施設に対しては、特別支援保育事業を行った。	巡回・保育士等への支援 ・毎週月、木曜日巡回 ・対象 26園で実施 ・巡回の件数97件	3	継続して、町内の町立保育園・私立保育園・認定こども園・幼稚園・届出保育園・企業主導型保育施設を巡回し、保育士等への支援を行う。 ・巡回日 … 毎週月曜日(2名)・木曜日(1名)	子育て支援課						
78	ひとり親家庭への支援サービスの充実	母子家庭および父子家庭で、進学、就職活動や疾病、出産、公的行事への参加等により、一時的に生活援助が必要なとき、生活支援員(ヘルパー)を自宅に派遣する志免町ひとり親家庭等日常生活支援事業についての周知を充実する。	ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施し、広報紙、ホームページ、窓口にて周知をしたが、今年度の新規登録はなかった。	・申請、派遣件数0件	3	引き続き、広報紙、ホームページ、窓口にて周知をする。	子育て支援課																																			
79	障がいのある子どもへの早期発見・支援	相談支援事業を利用することで、障がい等について理解が深まるよう支援する。また、必要な福祉サービスを利用することで、子どもの発達を支援する。	福祉課内にしめっこ相談を設置、相談支援センターゆいへ障がい児の相談支援事業を委託し、福祉サービスに伴う発達に関する個別相談を受けられる体制をとった。	・随時	3	保護者へ必要な情報を提供し、発達の特性が気になるお子さんについて継続的に相談や支援を行っていく。	福祉課																																			
		乳幼児健診や個別相談等で、発達の気になる子どもとその保護者を対象に心理相談員の個別相談を実施した。経過を見していく中で、発達の遅れ等の問題があり、支援が必要な子どもについては専門機関を紹介し、スムーズな療育につながるよう支援を行った。	・心理相談員による相談実施回数611回	3	今後も支援が必要な子どもに対して、スムーズな療育につながるよう、関係機関と協力して支援を行っていく。	子育て支援課																																				
		臨床心理士3名による町内の保育園等巡回訪問し、保育士等への支援を行った。また、町立保育園の加配保育士を適正に配置し、私立教育保育施設に対しては、特別支援保育事業を行った。	巡回・保育士等への支援 ・毎週月、木曜日巡回 ・対象 26園で実施 ・巡回の件数97件	3	継続して、町内の町立保育園・私立保育園・認定こども園・幼稚園・届出保育園・企業主導型保育施設を巡回し、保育士等への支援を行う。 ・巡回日 … 毎週月曜日(2名)・木曜日(1名)	子育て支援課																																				

## 令和6年度 志免町男女共同参画行動計画の実施状況

※事業名にある★は、女性活躍推進法に基づく志免町の推進計画項目

基本目標	施策の方向	具体的施策	事業番号	事業名	事業内容	令和6年度における実施状況	主な活動	担当課評価	担当課評価の判断理由及び課題認識、課題に対する対応策	担当課
<b>3 地域における子育て支援活動の充実</b>										
			80	利用者の視点に立った子育てに関する講座の内容の充実	子育て講座の種類や内容について参加者アンケートの実施等を通して保護者の意見を反映し、ニーズにあった講座内容となるよう充実を図る。	アンケートや相談内容から利用者のニーズを把握し、講座内容を工夫した。また、開催場所として町内の中学校に加え、町内の公共施設や私立保育園の園舎を借りて出張赤ちゃんサロンを企画・実施した。	・サロン、講座等67回	4	今後も地域に出向いて事業を実施する等、アンケートや相談内容から利用者のニーズを把握し、講座等を企画・実施していく。	子育て支援課
			81	地域との連携による子育て支援の充実	子育てを一人で抱えこまないよう、地域との連携を図りながら子育て支援の充実を進める。	「子育て広場」や外遊び(町内団体の協力あり)、出張赤ちゃんサロンでは中学校に加えて町内の公共施設や私立保育園の園舎を借りて実施する等、地域との連携を図った。	・子育て広場12回 ・外遊び4回 ・出張赤ちゃんサロン12回	4	開催場所選定の際に地域との連携を図りながら出張赤ちゃんサロンを実施した。様々な子育て講座を通して、子育てを一人で抱えこまないよう子育て世帯をサポートする体制を強化する。	子育て支援課
			82	地域での交流支援	公民館行事に子どもや子育てに関するを取り入れたり、地域の大人と子ども達が遊びなどを通じて交流したりできるような取り組みを働きかける。	地域で通学合宿を企画した。	・志免六公民館、成和公民館	3	公民館行事に子どもや子育てに関するを取り入れたり、地域の大人と子ども達が遊びなどを通じて交流したりできるような取り組みを働きかける。	社会教育課
<b>3 高齢者福祉の充実</b>										
<b>1 介護支援の充実</b>										
			83	介護に関する相談や高齢者向けサービス等の利用の支援 ★	性別にかかわらず介護に関わる人の負担を軽減するため、電話や窓口での相談を周知する。また、必要なサービス等が利用できるよう支援する。	性別にかかわらず在宅介護負担が軽減できるよう、各種介護サービスを実施した。また、介護に関する相談についても、性別にかかわらず高齢者、家族、近隣者も含めて相談を受けた。	・随時	3	今後もあらゆる機会を活用して、介護の相談窓口である地域包括支援センターの周知並びに各サービスを継続して行う。	福祉課
			84	地域における見守り活動の推進	地域で高齢者を支える体制づくりを推進するため、地域における見守り活動を性別にかかわらず行えるよう支援する。	男女がともに高齢者の介護を担うことができるよう、家族だけでなく地域で高齢者を支える体制づくりとして、希望する町内会に対して、70歳以上単身者及び75歳以上の世帯の情報提供を行った。	・情報提供町内会数15町内会	3	引き続き地域における見守り活動が性別にかかわらず行えるよう、情報提供していく。	福祉課
<b>◇ 計画の推進体制</b>										
<b>1 男女共同参画に関する調査研究</b>										
<b>1 情報・資料の収集と提供</b>										
			85	男女共同参画に関する情報等の収集、集約	男女共同参画に関する統計資料や先進地事例等の情報を積極的に収集し、男女共同参画施策の推進に活用する。	男女共同参画に関する県や他市町村の情報収集を行った。	・随時	4	今後も継続して会議や研修等の場で積極的に情報を収集する。	まちの魅力推進課

## 令和6年度 志免町男女共同参画行動計画の実施状況

※事業名にある★は、女性活躍推進法に基づく志免町の推進計画項目

基本目標	施策の方向	具体的施策	事業番号	事業名	事業内容	令和6年度における実施状況	主な活動	担当課評価	担当課評価の判断理由及び課題認識、課題に対する対応策	担当課
<b>2 計画の着実な推進</b>										
<b>1 男女共同参画推進委員会の設置</b>										
86 男女共同参画推進委員会の設置 庁内に男女共同参画推進委員会を設置し、計画の推進を図る。 第3次計画の策定にあたり、推進委員会及び策定部会を開催した。 ・推進委員会2回開催(うち1回は書面) ・策定部会2回開催										
<b>2 男女共同参画推進審議会の運営</b>										
87 男女共同参画推進審議会の運営 町民を含めた男女共同参画推進審議会を設置し、施策の進捗状況調査や評価・提言を受けながら計画を推進する。 審議会を開催し、第3次計画の策定及び行動計画の進捗状況等について審議した。 ・審議会開催 年5回										
<b>3 男女共同参画に関する意識調査の定期的な実施</b>										
88 町職員アンケートの実施 町職員を対象にしたアンケートを実施する。 町職員の意識付けという目的で当初実施していたが、男女共同参画の意識も浸透し、また、研修等も行っているため、今年度は実施していない。 - 1 今後は必要な際にアンケート等を実施する。 総務課										
89 町民意識調査の継続実施 男女共同参画に関する町民意識調査を継続的に実施し、施策に反映する。 意識調査を実施する年ではなかったが、第3次計画の策定にあたり、R5に実施した意識調査を分析し、反映した。 ・隨時 4 今後も意識調査は計画を策定するタイミング(5年毎)に実施する予定。 まちの魅力推進課										
<b>4 行動計画の周知</b>										
90 行動計画の周知 志免町男女共同参画行動計画を解りやすく周知するよう努める。 行動計画及び実施計画状況を公表しているホームページのレイアウトをより分かりやすくなるよう改善した。 ・隨時 4 第3次計画策定のお知らせを男女共同参画週間に合わせて、広報紙やホームページで行う予定。 まちの魅力推進課										
<b>3 男女共同参画施策への苦情対応</b>										
<b>1 苦情対応の整備</b>										
91 意見箱や電子意見箱の設置 町民が行政に対する苦情・意見を出しやすいよう、府内に設置している意見箱やホームページ上の電子意見箱を活用し、公聴の充実を図る。 意見や苦情等は寄せられなかった。 ・隨時 4 引き続き意見箱やホームページ上の電子意見箱で苦情・意見等を受け付け、回答をホームページやメール等で行う。 総務課										
92 苦情対応の周知 町が実施する男女共同参画に関する施策に対する苦情や救済の申し出を適切に反映できるよう、苦情対応の周知を図る。 ホームページで苦情対応について掲載しているが、意見や苦情は寄せられなかった。 ・隨時 3 現在のところ課題はないので、今後も継続して周知を行う。 まちの魅力推進課										